

第34回村上市農業委員会総会会議録

第34回村上市農業委員会総会を令和5年4月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	11番	斎藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

欠席委員は次のとおりである。

10番 稲葉浩之

本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 高橋雄大

事務局 次長 中村宣信

事務局 副参事 小田雄介

事務局 主査 田島雄樹

○高橋局長

それでは、ただいまから第34回村上市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員ですが、10番の稲葉委員、1名です。出席者19名いますので、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。

また、本日は転用の現地確認報告の関係で農地利用最適化推進委員、推進委員番号3番、齋藤委員、推進委員番号13番、鈴木委員にもご出席いただいておりますので、併せて報告いたします。

それでは初めに、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

○石山会長

挨拶（略）

○高橋局長

ありがとうございました。それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

○議長（石山会長）

それでは、最初に議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、第34回村上市農業委員会総会議事録署名委員には議席番号15番、佐藤委員、議席番号16番、船山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山会長）

最初に、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告してください。

○中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、面積1,156平米。申請事由といたしましては、申請地は50年以上前から耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、下段、番号2、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては5筆、合計で8,180平米。申請事由といたしましては、申請地は20年以上前から耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

（位置説明 省略）

報告は以上でございます。

○議長（石山会長）

ただいまの説明した件についてご質問あれば伺いますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山会長)

ないようでありますので、報告は以上といたします。

議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○小田副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。ページは4ページからになります。

今月は、贈与が4件、売買の案件が2件、合わせまして6件でございます。

それでは、贈与案件からでございます。番号1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積260平米、契約の種別、所有権の移転(贈与)。こちら該当の農地が譲受人のお宅の隣地であり、譲渡人の管理も難しいことから贈与したいものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、155平米、契約の種別、所有権の移転(贈与)。こちら現在の耕作者となっている方に贈与したいものでございます。

続きまして、番号3番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、256平米、契約の種別、所有権の移転(贈与)。こちらも現在の耕作者に贈与したいものでございます。

続きまして、番号4番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積540平米、契約の種別、所有権の移転(贈与)でございます。こちらも現在の耕作者の方に贈与したいものでございます。

続きまして、右側、5ページ、番号5番になります。こちらから売買の案件でございます。番号5番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積625平米、契約の種別、所有権の移転(売買)、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積433平米、契約の種別、所有権の移転(売買)、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

(位置説明 省略)

説明しました6件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(石山会長)

それでは、議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山会長)

特にないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長 (石山会長)

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○中村次長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

12ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇の土地につきましては1筆、255平米、転用目的は住宅建築敷地、農地区分は第2種農地でございます。備考としましては、申請者は現在市外に住んでいるが、このたび地元へ戻ることとなり、住宅の建築を計画していたところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。木造平家建て1棟、建築面積77.01平米でございます。

(位置説明 諸略)

説明は以上でございます。

○議長 (石山会長)

それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、現地調査報告をお願いいたします。

12番、加藤委員。

○加藤委員

12番、加藤です。農地法第4条の規定による許可申請について、番号1の現地調査を行いましたので、報告いたします。

4月13日午前9時に山北支所に中村次長さん、支所の富樫課長補佐、農業委員3名、推進委員2名の7名で行いました。支所にて説明を受け、次の議案の事業計画変更承認願の現地を確認した後、向かいました。現地では、遠藤行政書士さんの立会いの下、行いました。地元に戻るということで、実家近くに移住するため、自宅を建築するものです。現地は、道路を挟んで実家の裏の農地であります。空き家と民家に挟まれた農地です。汚水は下水道につないで、雨水のほうは浸透ますの設置により敷地内で処理をするということです。委員全員許可してもよいという意見となりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長 (石山会長)

それでは、議案第2号、質疑に入ります。ご質問、ご意見。

(発言する者なし)

○議長（石山会長）

しばらくなくないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○中村次長

議案第3号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

14ページ御覧いただきたいと思います。番号1、当初計画者、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、875平米、移転内容といたしましては転用期間の変更でございます。変更目的、内容につきましては、申請地は令和3年11月26日付村農委第1045号により農地法5条の許可を得ましたが、高速道路工事の工期延長により転用期間の変更をするものでございます。転用期間は、変更前が令和3年12月1日から令和5年4月30日、変更後は令和3年12月1日から令和5年5月31日となっております。

（位置説明 諸略）

説明は以上でございます。

○議長（石山会長）

それでは、現地調査をしていただいておりますので、調査の報告をお願いいたします。

11番、斎藤委員。

○斎藤委員

11番、斎藤です。山北地区では、4月13日に先ほど報告のありました農地法第4条、転用申請と併せまして事業計画変更承認申請に関わる現地調査を行いましたので、報告いたします。

当日は、午前9時、山北支所会議室におきまして、農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局から中村次長、山北支所、富樫課長補佐の出席で、初めに事務局より申請内容について説明を受けました。その後、現地に移動し、福田組〇〇〇〇さんの立会いの下、現地の確認をいたしました。今回の事業計画承認申請は、当初、令和3年12月1日より令和5年4月30日までの予定でしたが、昨年12月の大雪の影響で工事の延滞が起きたために5月31日までの1か月間の延長を申請されたものです。地権者の同意もあり、近隣住民とのトラブルもなく、使用状況も計画どおり、申請内容に相違のないことを確認いたしました。山北地区委員全員許可すべきものと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山会長）

それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

これもしばらくご意見ないようでありますので、議案第3号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○中村次長

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

16ページ御覧いただきたいと思います。番号1番と2番が同一箇所となっております。番号1、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、121平米、転用目的は事務所及び駐車場敷地、契約は賃貸借、1年当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者は既存事務所が手狭になってきたため、新たな事務所の建設を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。軽量鉄骨造り3棟、こちら軽量鉄骨造りというのはプレハブのことでございます。建築面積82.19平米、駐車場4台となっております。

続きまして、下段、2番、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人は1番と同じでございます。土地につきましては1筆、164平米、転用目的以降は番号1と同じでございます。

続きまして、右側、17ページを御覧ください。番号3の案件でございます。番号3、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇でございます。こちら譲渡人のお孫さんでございます。土地につきましては1筆、1,012平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は贈与でございます。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の公共施設があり、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置する農地です。木造2階建て1棟、建築面積93.99平米、車庫1棟、建築面積36.60平米となっております。

（位置説明 諸略）

説明は以上でございます。

○議長（石山会長）

それでは、議案番号1番、2番について転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

推進委員3番、齋藤委員。

○齋藤推進委員

3番、最適化推進委員の齋藤です。議案第4号、番号1、2について説明いたします。

今月の11日火曜日です。午前9時に神林支所1階の会議室に農業委員、推進委員全員と事務局から中村次長が参集しました。当日は、会議の前に板垣地区代表のほうから、今年度は農業委員、推進委員の改選の年でありますので、神林地区での対応としての情報の共有の説明がありました。議題に入ってなんですけれども、中村次長から申請書の概要について説明をいただきまして、その後〇〇の現地調査を行いました。現地には申請者本人と原測量事務所がおりまして、双方から詳細について聞き取りを行いました。図面では土地の地目が畑となっておりますけれども、昨年まで育苗ハウスが建っていたということでしたけれども、現在は撤去されておりまして、更地のような状態でありました。添付図面のとおり、出入口に向かって右側ですけれども、既存の事務所とプレハブ造の物置2つでしたか、あと簡易トイレなどが設置されておりました。申請者は、〇〇〇〇を営む認定農業者でございます。今後、事務所が手狭になったために、プレハブ造の事務所と駐車場4台分を設置したいということでありました。周辺農地への影響はありませんし、地区委員全員許可すべきではないかとの意見でありました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）

続いて、転用に係る現地調査報告を議案番号3番についてお願いいたします。

推進委員13番、鈴木委員。

○鈴木推進委員

推進委員13番、鈴木です。農地法第5条申請の議案番号3番につきまして、4月10日に現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

当日は、午前9時に朝日支所第3会議室において、農業委員5名、最適化推進委員4名、事務局からは中村次長、朝日支所産業建設課からは佐藤係長、菅井主査が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後、現地に移動し、確認を行いました。現地では、鈴木建築士、申請人の〇〇〇〇氏立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、このたび住宅の建築を計画するに当たり、出身地である中原地内で土地を探していたところ、条件に合った土地が見つかったことから、転用申請するものであります。申請地は、若干盛土を行う計画ではありますが、周囲の道路の高さに合わせる程度の盛土であることから、隣接する農地への影響もないと考えられ、農地の所有者からも同意も得ております。また、汚水処理等につきましては、道路に下水道管が埋設されていることから、そこへの取付けを計画しております。敷地内の雨水排水につきましては、

地下浸透で対応するとのことでありました。転用面積が1,012平米となっており、個人住宅の目安よりも大きいものの、住宅やカーポートの建設、庭や家庭菜園など敷地全体に計画されていることや、申請地の前面道路以外の接する道路がないことから、地形上も土地利用として妥当であると判断いたしました。

以上、現地調査の結果から、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）

それでは、最初に議案番号の2番について審議いたします。

議長である私が議事に参与できませんので、議長を職務代理者に交代し、退席をさせていただきます。

（14番 石山会長 退席）

○板垣職務代理

それでは、ただいま農地法第5条の規定による許可申請の議案番号第2番につき審議をいたします。

ご意見、ご質問の方、お願いをいたします。

（意義なしの声あり）

○板垣職務代理

ないとの声がございます。それでは、しばらくしてないようでありますので、2番につき許可することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○板垣職務代理

2番は決定いたしました。

（14番 石山会長 着席）

○板垣職務代理

会長、議案番号第2番、許可することに決定をいたしました。

○議長（石山会長）

ありがとうございました。

それでは、今ほど許可になりました2番を除き、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

特にないようでありますので、許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○小田副参事

それでは、20ページを御覧ください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借1件、賃貸借の設定が68件、売買の案件が2件、合わせまして71件でございます。その後、機構関係のご説明もさせていただきます。

それでは、番号1番からになります。使用貸借の案件です。貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、畑1筆、面積529平米、期間は1年間、再設定の案件となります。

続きまして、番号2番からが賃貸借権の設定でございます。番号2番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、田4筆、面積合わせまして16,020平米、期間は6年間、賃借料10アール当たり14,000円、改良区費は借人負担、新規の設定でございます。

以降、37ページの番号69番まで賃貸借権の設定でございます。

それでは、37ページの番号70番を御覧ください。こちらから売買の案件でございます。番号70番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、面積5,032平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号71番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑8筆、面積が6,747平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

それでは、場所の説明をいたします。ページをめくっていただきまして、40ページ御覧ください。こちら神林地区の〇〇集落がページ上のほうにございます。左側へ向かいますと国道7号がございまして、右側のほうへ行きますと〇〇、〇〇集落の方面でございます。ページ中央やや左側、集落の南側に太く囲みました1筆ございます。こちらが議案第5号、番号70番の位置図でございます。

続きまして、右側の71番、41ページを御覧ください。こちら朝日地区の〇〇集落でございます。ページの下側に朝日中学校がございます。〇〇集落の右側に8か所太く囲っているところがございます。こちらが議案第5号、番号71番の位置図でございます。

以上で位置図の説明を終わります。

○田島主査

続きまして、42ページを御覧ください。ここからは農地中間管理事業による利用権の設定でございます。先月の定例総会でもご連絡させていただきましたが、このたびの農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、農地中間管理事業による権利設定については、今月の案件から、地域計画が

策定されるまでの2年間、集積と配分を同時に行う集積一括方式に変更となります。所有者から農林公社への貸付け、それと農林公社から耕作者への貸付けを同時に審議いただきまして、市町村報告を経て権利設定が完了するという流れになっております。議案の表示方法としましては、従来の集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしく願いいたします。今回は、使用貸借16件、賃貸借80件、合計96件でございます。

それでは、番号72番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積2,445平米、外2筆、計10,043平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が9年間、新規の農地中間管理事業となっております。

続きまして、番号73番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、内容については番号72番と同様となっております。

ここから46ページ、番号87番までが使用貸借の案件となっております。

続きまして、同ページ、番号88番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積654平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、再設定で、改良区費は貸人負担となっております。

続きまして、番号89番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、内容については番号88番と同様となっております。

ここから66ページ、番号167番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となっております。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山会長）

それでは、最初に番号37番、38番につき審議いたします。議席番号2番、板垣委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（2番 板垣委員 退席）

○議長（会長）

番号37番、38番、ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、番号37番、38番、承認することに決定いたしました。

（2番 板垣委員 着席）

○議長（石山会長）

板垣委員、番号37番、38番、承認することに決定いたしました。

続いて、番号65番について審議いたしますので、議席番号12番、加藤委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(12番 加藤委員 退席)

○議長 (石山会長)

番号65番、質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長 (石山会長)

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長 (石山会長)

異議なしと認め、番号65番、承認することに決定いたします。

(12番 加藤委員 着席)

○議長 (石山会長)

加藤委員、番号65番、承認することに決定いたしました。

次に、番号167番につき審議いたします。4番の本間委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(4番 本間委員 退席)

○議長 (石山会長)

質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(なしの声あり)

○議長 (石山会長)

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長 (石山会長)

異議なしと認め、番号167番、承認することに決定いたしました。

(4番 本間委員 着席)

○議長 (石山会長)

本間委員、番号167番、承認することに決定いたしました。

今ほど承認になった番号37番、38番、65番、167番を除いて質疑に入ります。

8番、遠山委員。

○遠山委員

8番、遠山です。番号の2番から8番ですが、この方で譲受人の方が〇〇の方。今地域集積等々

話し合っているさなかに〇〇集落のこういったほ場が〇〇の方に耕作されるということ、この方はどういう方なのか、そこら辺について事務局のほうにお伺いしたいと思います。

○小田副参事

〇〇〇〇さんは、今現在は〇〇のほうにお住まいですが、ご実家のほうがこの荒川の〇〇地区だということでございます。

○遠山委員

そうしますと、今後この方が実家のほうで農業をされるということになりますか。

○小田副参事

はい、そのとおりでございます。

○遠山委員

〇〇から通うのではなくて。

○小田副参事

その実家のほうにご住所を戻すかどうかというところまではちょっと確認はしておりません。

○議長（石山会長）

1 番、阿部委員。

○阿部委員

実家はどこだ。

○小田副参事

実家ちょっと確認をさせてもらってもよろしいでしょうか。

○阿部委員

というのは、ここにある中に去年刈取りしなかったとこ、田んぼがあるのだが。あると思うのだが、確認したところでは、その人が借り手であったので、なんだけども、その人なのかどうか、それをお聞きしたいです。というのは、自分が今まで借りてやっていたのに……

○議長（石山会長）

マイク使ってください。

○阿部委員

1 番です。自分が借りてやっていたところに、刈取りまでできなかったのかな、災害に遭ったのか分からないけども、3 枚ほど刈取りができなかったのだ。その人なのか。〇〇〇〇という人が〇〇〇〇さんの子供なのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思って、したのですが。

○高橋局長

その刈取りをしなかったというのは、災害かどうかということを確認していないということですかね。要は刈取りしていないという。

○阿部委員

刈取りもできなかつたのに、その人がやめて、また貸すわけだ。それがこの人の後継者だかどうだかということを知りたい。どこのうちだか、実家に戻るのだっていうけれど、〇〇だって何百軒もあるわけだ。説明の上ではそういうことが必要でしょう。今まで恐らく集積して、自分が借りてやっていたのでしょ。

○高橋局長

ちょっと調べてから再度回答させてもらいたいと思いますので。

○議長（石山会長）

それでは、これから早急に直ちに確認させていただきますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時25分～午後2時35分

○議長（石山会長）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの質問について、事務局、答弁願います。

○小田副参事

申し訳ございません。先ほどのご質問の件ですが、まず〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの関係ですけども、取りあえず親子ではないということで、ご実家のほうも〇〇〇〇さんのご実家、〇〇集落ですが、親子関係ではございません。

それと、先ほど阿部委員のほうからお話のありました、刈取りの関係でちょっとお話があったかと思うのですが、昨年、こちら書いてある2番の所有者、〇〇〇〇さんですけども、途中で体調をやっぱり崩されたそうで、刈取りができなかつたと聞いております。それで、今年については、こちら新規の設定になっておりますが、〇〇〇〇さんのほうへお貸しするような形でございます。

以上でございます。

○議長（石山会長）

1番、阿部委員。

○阿部委員

いや、俺聞いたのは、刈取りしなかつた田んぼでなくて、今まで集積していた田んぼをこの人が6町何歩借りるわけだ。それ機械は実家で何とかする。実家がどこだということさ。今現在9反歩か6反歩あるわけだから。だから、何のために〇〇まで行っているのか。仕事の都合なのか。これからこれ6町何歩も借りるわけだ。借りるので、認定農業者を目指しているのか、まだ若い人なのか、その辺が分からないから、見えてこないから、その辺をお聞きしたいという話しをただけです。

○小田副参事

〇〇〇〇さんのご実家ですけども、〇〇のお母さんの名前しかちょっと出てこなかつたのです

けども、〇〇〇〇さんという方だそうです。現在〇〇にお住まいなのは、結婚された関係で〇〇のほうへお住まいでございます。

○阿部委員

別な方に行っているな。質問したことだけでいいんだ。〇〇の実家、お母さんの名前の人がこの貸している人のところにはいないということね。

○小田委員

そうです。貸人のほうにはお母さんの名前出てきていないです。

○阿部委員

そうすれば、今までは9反歩持っていて、今後6町何歩も借りるから、もう認定農業者も目指さるので、自分でやるということだか。

○事務局副参事（小田雄介君）

その認定農業者の計画を出されているかどうか、ちょっと確認は……

○阿部委員

いや、出している、出していないは、いま認定されていないわけだから、今までも9反歩耕作しているわけじゃない。その辺を心配していたのです。じゃ、今会議を中断するまでもございませんので。こんな貴重な時間を15分、20分も休憩する必要というのも。そういうのであれば質問しません。

以上でございます。

○議長（石山会長）

じゃ、阿部委員、よろしいですか。

○阿部委員

はい。

○議長（石山会長）

ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

ないようでありますので、議案第5号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

その他について、皆様方から。

1 番、阿部委員。

○阿部委員

すみません。その他、これ全然議案に関係ないのですけども、今までコロナ、コロナで来て、先月の案内書には名札及びマスクまでは、なかったのですけど、今月また通知に書いてきている。どういうふうに理解すればいいのか。一貫性ないなと思って。またどこかで発生したのかなと思いますし。それから、この並びもコの字でなくて、私らあなた方の顔しか見えません。だから、議論するのであれば、やっぱりコの字型にするとかして元に戻すべきでないかと思ったわけですけども、その辺の見解をお聞きしたいと思ひまして。

以上でございます。

○高橋局長

ありがとうございます。その件につきましては、マスクの件についてはちょっとこっちの落ちだと思ひますので、次回から正式にちゃんとさせていただきたいと思ひます。

1 番、阿部委員のほうから言われたコの字の関係、ロの字の関係だと思うのですけど、前回終わった後に会長のほうとちょっと相談させてもらひまして、8月の5日になると5類のほうに落ちるといふうなことで、従来の……

(5月8日の声あり)

○高橋局長

失礼いたしました。5月の8日ですね、これ以降になると変わるということですので、改めて皆さんのほうにその他のところで、もう一回元の状態に戻してはいかがでしょうかというご提案をさせていただこうかなと思って、その確認を今この場でさせてもらってもよろしいですかね。

(何事か声あり)

○高橋局長

ごめんなさい。コロナの今まで対策ということで、このような並びに多分なっていたと思うのです。今回5類に落ちるといふうなことも併せまして、従来のほうのロの字の形にしまして戻したいと思ひますが、皆様のご意見をちょっとお聞きしたいなと思ひておりました。皆さん、いかがでしょうか。

○阿部委員

別にこの並びにするときもお伺ひ立ててこの並びにしたわけでないので、元に戻すのもご自由にやっていただければいいのでないでしょうか。

○議長 (石山会長)

コロナ禍も収まりつつありますので、また第9波というような話もありますんで、基本的には、5類に移行した後、推移を見ながら決定させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○議長（石山会長）

それでは、次に……

○阿部委員

マスクは、それはもう着用しなくてもいいのか。

○高橋局長

次回までにご案内のところで示させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○阿部委員

でも、なぜ今回こんな案内をしたんだ。

○高橋局長

すみません。多分それは私のミスだと思いますので、申し訳ありませんでした。

○阿部委員

ミスであれば困ったもんだ。前と同じに出すのもあれだけでも、その辺はやっぱり、名札つけるのだって、こんな状態で名札なんか見えないか。コの字だから見えるわけがない、名札。人の顔も見えない、それもできないとなれば、考えられないなと思います。

○高橋局長

大変申し訳ありませんでした。次回気をつけさせていただきたいと思います。

○議長（石山会長）

8番、遠山委員。

○遠山委員

8番、遠山です。議案の第3条の件ですが、第1号議案の件で贈与の案件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、あともう一件、4番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、この2件贈与になっています。耕作者がいる畑地に関しては、このようなパターンがこれからも増えていくのだろうなというふうに思うんですが、今後例えば贈与となると、農家としては贈与税というの気になるところですが、こういった面積等々に関して、このぐらいの面積だったらどうなのだよというような具体的なところを教えていただきたいのと、それから集落内の畑地というのは、今現在非常に荒れてきているのが現状かなと。高齢化が進んで相当、80歳、90歳の方が、おばあさんがやっと維持しているというような畑地が非常に多いわけで、今後これが贈与であるとか、売買であるとか、こういうパターンが増えるのかなというふうに思っているのですが、そこら辺についての事務局としての方向性みたいなものがもしあるのであれば教えていただきたい。お願いいたします。

○小田副参事

今ほどの件ですが、贈与税の件なんですが、私ちょっとたまたまあさって税務署さんのほうにお邪魔して贈与税の相談をする案件ございまして、私も今後こういったものがちょっと出てくるのかなと思ひまして、相談事も結構増えてくるように思っておりますので、はっきりとした線引きはで

きないと思います。こちら多分その土地、土地の評価額によって贈与税の額も変わるものですから、はっきりとした線引きはできないかとは思いますが、ある程度こちらでそういった農家の方のご相談に乗れるような形で私も贈与税の勉強をしていきたいと思っておりますので、次回になるかちょっとわからないですが、そういった相談ができるような形には取りたいと思っております。

○遠山委員

分かりました。こういった集落内の農地、宅地化になりそうなところが結構あるわけなのです。贈与となれば、この贈与税も絡んで当然宅地化ということも考えられるわけですが、何せ荒れてきているというのが各集落同じなんじゃないのかなと思うので、そこら辺についての聞きに来られた方に助けとなるような情報をぜひ提供していただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（石山会長）

1番、阿部委員。

○阿部委員

今、小田さんが評価額って言ったけど、評価額だけでないのだよね。分かるよね。ここに相続税も同じだし、掛ける何十倍になるのだから、この辺よく調べないと、路線価等の変化によって、ただ単にかかりませんよというような話を簡単にすると大変なことになりますので。これは税務課の問題ではないのです。その辺をあれしてよく指導していただきたいと思っております。

○議長（石山会長）

では、ほかないでしょうか。

（発言する者なし）

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後3時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和5年4月25日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員